

1) 臨床研修施設群方式の推進の方策について

①他施設にも推奨できる評価すべき項目

- ・協力型研修施設となるための、厚労省の施設基準に加え、管理型施設独自の基準をもうけることにより、協力型研修施設の質を維持できる。
- ・ホームページ上で、上記の施設基準を明記し、公募する。

②現状では対応が不十分で改善を要する項目

- ・協力型研修施設には、経済的、時間的負担をかけるので、補助金を増額する。
- ・国立大学附属病院で在籍出向型研修ができるように事務手続きを整備する。
- ・指導歯科医が、研修、出張などで、不在となる時の対応を整備する。

2) 臨床研修管理委員会の役割について

①他施設にも推奨できる評価すべき項目

- ・特にありません

②現状では対応が不十分で改善を要する項目

- ・協力型研修施設が多くなると、委員会の構成員が増え、委員会の開催日調整が難しくなる。
- ・現実の問題として遠方の協力型施設は、管理委員会に参加しにくい。

3) その他

①他施設にも推奨できる評価すべき項目

- ・群方式の研修を希望する研修歯科医が増えたこと。
- ・平成19年度研修歯科医採用にあたっては、協力型研修施設と研修歯科医との面接会の開催し、双方が納得できる群内マッチング方式を導入したこと。
- ・幅広く多くの出身大学から研修歯科医を採用することにより、研修歯科医間の付き合いが多様化したこと。
- ・診療参加型の研修であること。

②現状では対応が不十分で改善を要する項目

- ・管理型と協力型間との連携が不十分なこと。
- ・管理型、協力型の双方において、指導歯科医の負担が大きいこと。
- ・特に協力型では経済的負担がおおきいこと。
- ・給与、保険、労働条件、交通費の支給等、協力型施設間で違いがあること。
- ・研修医制度について、国民に十分な情報提供がなされていないこと。
- ・補助金等の決定が時期的に遅いこと。
- ・補助金が少ないこと。

平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究

研究概要

平成 18 年度の新歯科医師臨床研修制度の必修化に伴い、単年度で修了する臨床研修一期生の現状や今後の進路、研修歯科医の資質向上に対する効果や歯科医療現場への影響について調査・分析し、新制度の有効性、効率性の評価を実施する。

現在実施されている臨床研修において中断及び休止例等が散見され、また研修歯科医の資質の評価基準のバラツキが推測される。今後の制度の運用上、歯科医師の資質の向上の観点からも、これらの問題点を早期に把握し、改善することが望まれるところである。

一方、新歯科医師臨床研修制度について、「厚生労働大臣は、省令の施行後 5 年以内（平成 22 年まで）に、省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、今後の歯科医師臨床研修制度見直しに備え、現在行われている歯科医師臨床研修に携わる臨床研修施設及び研修歯科医を対象としたアンケート調査を行い、必要なデータの収集、分析を行う。

調査項目

研修内容・研修効果に関する調査

研修歯科医のメンタルヘルスに関する調査

研修歯科医の分布に関する調査 他

調査対象

歯科医師臨床研修施設（単独型・管理型・協力型）

平成 18 年度研修歯科医

平成 18 年度歯科医師臨床研修マッチング参加者

研究者名簿

主任研究者

東京医科歯科大学 教授 俣木 志朗

分担研究者

東京医科歯科大学 助教授 新田 浩

日本歯科大学 助教授 秋山 仁志

東京歯科大学 講師 平田 創一郎

研究協力者

財団法人歯科医療研修振興財団 専務理事 宮武 光吉

社団法人日本歯科医師会 常務理事 江里口 彰

歯科医師臨床研修マッチング協議会 事務局担当 吉本 達哉

今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書（概要）

平成18年12月 厚生労働省医政局歯科保健課

はじめに

患者の選択の尊重や保健医療に求められる水準の高まりを背景として、国民の要求に十分応えうる歯科医師の資質向上が大きな課題である。本検討会は、本年8月末に文部科学・厚生労働両大臣による歯科医師の養成に関する確認書が示されたこと等に鑑み、新規参入歯科医師を対象とした資質向上のための考え方等を中心に検討し、中間報告としてとりまとめた。

第1 今後の歯科保健医療について

1 歯科保健の現状と方向性

歯科保健に対する関心の高まりや、歯科医師等による歯科疾患の予防と歯の保存治療への取り組みによる成果により、8020達成者の増加等、国民の歯の健康状態は向上している。一方、疾病予防・健康増進サービスの施策は変革期を迎え、歯科保健対策も、それに歩調を合わせた見直しが必要となっている。

今後の歯科保健対策は、健康日本21に示された歯の健康に関する指標のさらなる改善を目標として、都道府県および市町村における健康増進計画等の策定や評価・見直しを確実に進めながら進めていく必要がある。

歯科保健対策は、セルフケアとプロフェッショナルケアを基本に、行政や医療保険者、学校、事業所などの取り組み等が相乗されて成果をあげるものである。地域における活動は、住民各層が主体的な参画者として健康目標の実現に取り組めるよう事業を展開するとともに、十分な情報の提供と科学的根拠に基づく効果的な事業の展開が併せて求められる。

なお、8020運動推進特別事業は、国民の歯科保健の向上に大きく寄与していると考えられ、今後も都道府県における歯科保健の中核的役割を担うべきものである。

また、社団法人たる歯科医師会等の公益事業としての歯科保健医療活動の推進や、食育、育児支援、生活習慣病予防、介護予防等の活動と連携した形での事業展開が期待される。

8020運動は、国民各層に知られているが、これに加えて、「咬合・咀嚼が創る心身の健康」等、歯・口腔の機能に着目した新しいスローガンが必要である。

2 口腔の健康と全身の健康の関係

高齢者への口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防になることや、歯周病が妊婦に及ぼす影響、歯周病と糖尿病や循環器疾患との関係等、口腔と全身との相互の関係について研究が進められているが、歯科以外の保健医療福祉関係者の認知が必ずしも十分ではなく、歯科関係者と他の保健医療福祉関係者が連携した研究を推進していく必要がある。

3 今後の歯科保健医療の予測

良質で効率的な医療の提供には、科学的根拠に基づく医療を実践することが重要である。現在進められている厚生労働科学研究の成果等も踏まえつつ、歯科医療における診療ガイドラインの在り方の検討とその普及を図っていく必要がある。

第2 歯科医師の資質向上等

1 歯科医師の資質向上

大学歯学部に入学者の学生の資質の低下が指摘されている。高い水準を兼ね備えた歯科医師を養成・確保するため、歯学部に入学者及び在学中の学生について、特に重視すべき資質は、コミュニケーション能力を有すること、歯学部入学時に一定の学力を有すること、社会人および医療人として信頼されること、安全で適切な歯科医療を行うための基本的資

今後の歯科保健医療と歯科医師の 資質向上等に関する検討会

中間報告書

平成 1 8 年 1 2 月

厚生労働省医政局歯科保健課

9分野中でも達成率の高い分野となっている。

これは、国民の歯科保健に対する関心の高まりとともに、歯科医師、歯科衛生士をはじめとした様々な関係者が、う蝕や歯周病を中心とした歯科疾患の予防に取り組むとともに、歯科医療の現場においても歯の保存治療への取り組みを推進してきた成果によるものと考えられる。また、幼児や児童生徒のむし歯の減少については、歯科保健行動の改善と併せ、フッ化物応用の普及による効果が大きいと、多くの歯科保健関係者が指摘している。

さらには、平成12年度から国の補助事業として実施されている8020運動推進特別事業は、歯科保健事業の取り組みが遅れていた都道府県において事業が大きく進展する等、多くの都道府県において歯科保健事業推進の中核となっており、国民の歯科保健の向上に大きく寄与していると考えられる。

その一方で、介護保険における総合的な介護予防システムの導入、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した保険者への特定健康診査・特定保健指導の義務づけ、食育推進基本法の制定に基づく食育基本計画の策定など、疾病予防・健康増進サービス及びそれを取り巻く各種保健医療福祉施策は大きな変革期を迎えており、歯科保健対策についても、これらの変革に歩調を合わせた見直しが必要となっている。

（2）今後の方向性

① 基本的考え方

現状と課題で述べたように、今後の歯科保健の方向性については、大きく変革しつつある他の施策との関係も含め、広範な観点から検討していくことが必要であるが、ここでは、当面、歯科保健推進のために求められる全国レベルの取り組みの方向性について述べることにする。

国民の歯の健康状態は従来への予測を上回る速度で改善を示しているものの、健康日本21に示された歯の健康に関する指標のさらなる改善を目標として、都道府県および市町村における健康増進計画、歯科保健計画等の策定や評価・見直しを確実にしながら、今後も着実に生涯にわたる歯科保健対策を進めていく必要がある。

歯科保健対策は、個人が行うセルフケア、歯科医師や歯科衛生士が行うプロフェッショナルケアを基本に、行政や医療保険者、学校、事業所などが実施する歯科保健活動や民間企業による取り組み等が相乗されて、より大きな成果をあげるものである。

とりわけ、地域における歯科保健活動については、実施主体は住民の意見を十分に組み入れ、住民各層が活動の主体的参画者として自らの健康目標の実現に取り組めるよう、創意工夫をこらした事業を展開することが望まれる。その際は、産官学民の連携による住民に対する十分な情

全身の健康に関する調査研究は広がりを見せている。

その一方で、研究の成果が具体的な施策や事業にどのように結びつくのかが明確ではなく、歯科以外の保健医療福祉関係者の認知が必ずしも十分ではない等の問題点が指摘されている。

(2) 今後の方向性

口腔の健康と全身の健康の関係という課題が重要である以上、これに関する研究は歯科領域の評価にとどまらず、他の保健医療福祉分野から高く評価される内容であることが必要であり、さらには、歯科保健医療関係者と他の保健医療福祉関係者が連携して国民の口腔と全身の健康をともに向上していくための具体的方策を提示するための研究を推進していく必要がある。

なお、研究成果が、保健医療福祉関係者、ひいては住民に広く周知・還元されるようにすることも不可欠である。

3 今後の歯科保健医療の予測

(1) 今後の歯科保健医療の予測

平成 17 年度の厚生労働科学研究「新たな歯科医療需要等の予測に関する研究」(以下、「予測研究」という。)において実施された、歯学部・医科大学口腔外科教授及び都道府県歯科医師会長を対象としたアンケート調査の結果では、次のとおりである。

- ・ 需要が増加すると考えられる分野として、予防歯科(歯科疾患の予防管理並びに健康増進)、インプラント、高齢者歯科、審美修復等をあげている。その理由は、予防については、国民の意識の変化、人口構造の変化、疾病構造の変化を、インプラントについては、QOLの向上をあげており、技術研究の充実等の必要性もあげている。
- ・ 需要が減少すると考えられる分野として、小児歯科、保存、補綴等をあげており、その理由は、大学教授では少子化を、都道府県会長は予防の成果と答えている。また、補綴の減少については予防の効果とインプラントへの移行をあげている。
- ・ 今後 10～20 年間に歯科保健医療に組み込まれる必要があると考えられる領域として、都道府県会長は検査・診断、再生医療、歯周疾患の予防のための禁煙指導、在宅訪問及びいわゆる有病者に対する歯科治療をあげている。
- ・ 口腔保健の向上が全身疾患の予防または進行防止に関与していることを一般に普及させるための具体案として、歯周病と全身疾患との関係に

年) などにおいて示されてきたところであり、今日の歯科医師にも適用される内容である。

しかしながら、18歳人口の減少による大学全入時代を迎える中、大学歯学部に入学者の資質の低下が指摘されており、態度・知識・技術のすべてを高い水準で兼ね備えた歯科医師を継続的に養成・確保していくためには、大学教育課程における教養教育を含めた教育内容、教育方法の充実などとともに、歯学部入学時点において歯学部で学ぶために必要とされる資質を有する学生を確保するための対応も重要である。

歯学部入学時及び在学中の学生について、特に重視すべき資質は次のとおりである。

① コミュニケーション能力を有すること

将来、歯科医師として医療に従事する上で、患者をはじめ、医療スタッフ等とのコミュニケーション能力は安全で質の高い医療を提供するために不可欠であるが、学生の一部には、この基本的能力が欠如している者が認められる。コミュニケーション能力については大学入学後の教育のみで対応できるものではなく、入学時点において一定のコミュニケーション能力を有していることが不可欠である。

② 歯学部入学時に一定の学力を有すること

歯学部入学後に専門教育を理解・習得し、さらには、大学院等で研究的思考方法を習得するためには、一定の基礎学力を有することは必要条件である。中でも、すべての教育の基礎であり、患者等とのコミュニケーションに不可欠な国語力、英文専門雑誌を理解する基礎となる英語力、EBMを理解するために必要な統計学の基礎となる数学は重要である。また、将来、歯科医療及び公衆衛生を掌る者として、自然科学の知識も必要である。

③ 社会人および医療人として信頼されること

患者本位の歯科医療を実践するため、生涯を通じて意欲的に研鑽を積む姿勢は、どのような分野であれ、望ましい社会人として求められるものである。そのためには、早期に職業倫理を持ちうるに足る本人の資質と、その資質を醸成するための教育の充実が望まれる。

④ 安全で適切な歯科医療を行うための基本的資質を有すること

安全な歯科医療の実践には、専門知識と技術に裏付けされた優れた判断力及び危機管理能力が重要であり、「クールヘッド、ウォームハート」と称される沈着冷静な精神情緒を有することが望まれる。

また、臨床研修開始時点における基本的歯科医療手技に関する習熟度のばらつきを問題点として指摘する声があり、歯科医療の精微な技術を

なお、卒前教育・卒後臨床研修と連携した研修が可能といった利点を有することから大学歯学部主催の研修が積極的に進められることが期待される。

医療従事者の資質向上は、国民が強く望むものであり、すべての歯科医師が倫理、知識及び技能について、積極的に継続して研修を行うことが必要であり、また、その結果の評価も求められている。

なお、新医師確保総合対策（平成18年8月31日）において、各学会の専門医制度の質の確保に関する国あるいは公的な第三者の支援の在り方について、医師の専門医制度にあわせて、歯科医師の専門医制度についても検討することとされている。

2 歯科医師の需給

歯科医師の新規参入については、昭和61年の「歯科医師の需給に関する検討会の報告書」を受け、その後、入学定員の概ね20%削減が実現されたものの、なおも過剰感があり、平成10年度に同様の検討会において、さらに10%程度の新規参入歯科医師数の削減が提言されている。しかしながら、現状では歯学部募集定員は平成10年度に対して1.7%の削減にとどまっている。

昨今、医師確保が検討される中、歯科医師については、国会で過剰が質疑される等、改めて新規参入の削減の必要性が浮き彫りとなった。そこで、本年8月、文部科学大臣と厚生労働大臣が確認書に署名し、今後の方向性が示されたところである。本検討会では、これらを受けて、歯科医師の需給について次のように考える。

(1) 歯科医師の需要と供給

- ① 歯科医療需要の大部分を占めている歯科診療所の患者数は、近年、小児および若年者の受療率（1日の人口10万人当たりの受診者の割合）が低下し、高齢者の受療率は増加傾向などが認められるものの、全体として患者総数は横ばいの傾向にある。
- ② 歯科診療所の年齢階級別受療率を見ると医科の患者数の傾向とは大きく異なり、75歳以上の後期高齢者では受療率が大きく低下し、要介護者等への訪問歯科診療の増加は見込まれるものの、現状の受診動向が継続すると仮定すると、総人口の減少、特に75歳未満人口の減少に伴い、中長期的には、歯科診療所を受診する患者総数は減少していくと予測される。
- ③ 平成6年から16年までの医師・歯科医師・薬剤師調査による届出数でみると、歯科医師数は毎年平均1,500人程度のペースで増加している。この結果、歯科医師1人当たりの患者数が減少していくことになり、現

合わせて、新規参入歯科医師数の削減を図ることが必要と考える。

- ① 18歳人口の減少も考慮して、今後の入学定員（募集人員）の削減について、積極的な対応が図られるべきである。少なくとも、平成10年度の検討会提言の削減数の早期実現に向けて、各大学の自主的かつ前向きな取り組みが大いに期待される場所である。
- ② 歯科医師国家試験については、平成19年度が4年ごとの制度改善検討の年度であるが、この検討を早急に開始し、資質向上の観点から合格基準の引き上げや出題内容等について幅広く検討を行うべきである。

おわりに

本検討会では、今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等について議論を重ねたが、本年8月末に両大臣による歯科医師の養成に関する確認書が示されたこと等に鑑み、質の高い歯科医師を継続的に確保していくための方策を中心に検討を行い、その基本的考え方を取りまとめた。本中間報告をもとに、各関係者の間でさらなる検討が進められ、質の高い新規参入歯科医師が養成・確保されるような対策が迅速に取られることを希望する。

また、本来、本検討会の課題として与えられていた、生涯研修を含めた広範な観点からの歯科医師の資質向上対策、地域における歯科医療機関の機能や歯科衛生士、歯科技工士の在り方を含めた歯科保健医療提供体制の方向性等については、一部のポイントについて触れるに留まっている。現在、保健福祉医療制度は大きな変革期を迎えており、これら関連施策の動向もふまえながら、今後、これらの課題について検討を行うことが必要である。

さらに、国民に対して口腔の健康管理の重要性を普及していく活動を一層推進していくとともに、歯科医師の地域偏在を解消するための取組みや、国際協力、再生医療等の新たな歯科医療技術の研究への参入を支援する取組みを検討していく必要がある。

歯科医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 141 号）により、平成 18 年 4 月 1 日から改正歯科医師法が施行され、診療に従事しようとするすべての歯科医師が、1 年以上受けることを義務づけられるところである。

新たな歯科医師臨床研修の実施にあたり、大学病院における臨床研修の実施方法につき、現地視察を踏まえて審議を行ったところ、下記の通り意見を取りまとめるに至ったので、これを本部会の意見として具申する。

記

平成 16 年 9 月 28 日に具申された医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修検討部会意見書に基づき、平成 17 年 6 月 28 日に歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令 103 号）が公布・施行され、同日、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成 17 年 6 月 28 日付け医政発第 0628012 号）が発出されたところである。これらに規定される新たな歯科医師臨床研修の主な趣旨としては、以下の項目が挙げられる。

- ・ 基本的・総合的診療能力を身につける
- ・ 地域保健・医療の実施
- ・ 病診連携の理解と実践
- ・ 診療所における医療安全管理の理解
- ・ より多くの症例の経験と実践

上記項目を研修するにあたっては、大学病院においても診療所等と共同して臨床研修を行う臨床研修施設群による研修が望ましい。

なお、大学病院に対して、臨床研修施設群方式による臨床研修の実施につき周知し、その推進に努めるよう要請するものである。

平成 17 年 7 月 12 日

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会
部会長 東理 十三雄

平成 18 年 10 月 3 日

歯科医師の臨床研修については、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）の一部改正により、平成 18 年 4 月 1 日から歯科医師臨床研修制度の必修化が位置づけられた。それに伴い、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 103 号）が公布・施行されて、臨床研修の基本理念、臨床研修施設の指定基準等が定められ、現在各臨床研修施設において、診療に従事しようとするすべての歯科医師の臨床研修が行われているところである。

歯科医師臨床研修の実施にあたり、臨床研修施設の指定基準および事務手続き等に関して、実状を踏まえて審議を行ったところ、下記の通り意見を取りまとめるに至ったので、これを本部会の意見として具申する。

記

1 臨床研修施設群方式の円滑な推進に係る手続きについて

平成 17 年 7 月 12 日付けで、本部会の意見として「臨床研修施設群方式」の実施が望ましいことを具申している。この臨床研修施設群方式の臨床研修は、より多数の協力型臨床研修施設を確保することで、円滑な実施が可能となる。しかしながら、現行では臨床研修施設群の構成に一施設でも増減がある場合、当該臨床研修施設群に係るすべての臨床研修施設の指定を同時に取り消し、あらためて新規指定申請を行うこととなっており、関係者に大きな負担を強めていることから、これについて改善を図るべきである。

2 研修管理委員会の構成について

歯科医師臨床研修の評価には、第三者の視点が必要である。そこで、研修管理委員会の構成員には、外部の有識者等（当該臨床研修施設群の関係者を除く。）を含むことを必須とすべきである。

3 研修管理委員会の役割について

研修管理委員会は、研修歯科医が歯科診療技術の修得および関連法令を遵守した医療管理の修得ができるように、また研修プログラムの円滑な運用を行うことができるように、臨床研修施設に対して助言・指導を行うべきである。

研修管理委員会は、以下の項目をはじめとする諸機能の強化を図るべきである。

- 1) 臨床研修指導體制の充実
 - (1) 各臨床研修施設・研修協力施設間の連携強化
 - (2) 指導歯科医への適切な助言
 - (3) 研修歯科医の資質向上に資する評価
- 2) 協力型臨床研修施設の指定基準の確保等
 - (1) 指定を受けようとする臨床研修施設に対する基準の周知
 - (2) 指定後の施設要件の維持および充実
- 3) 適切な医療管理体制の充実および整備
 - (1) チーム医療の推進
 - (2) 医療保険制度の正しい理解と実践
 - (3) 医療安全管理体制の充実
 - (4) 院内感染制御体制の整備
 - (5) 医薬品、医療機器の安全使用、管理体制の整備

医道審議会歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会
部会長 東理 十三雄